

熱海市立図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月15日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第25号

熱海市立図書館条例の一部を改正する条例

熱海市立図書館条例（昭和42年熱海市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2」を「以下「法」という。）第10条及び第16条」に、「の設置及び管理等」を「及び熱海市図書館協議会（以下「協議会」という。）の設置等」に改める。

第5条中「図書館法」を「法」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（図書館協議会）

第6条 法第14条第1項の規定により、協議会を置く。

- 2 協議会は、委員7人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、熱海市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験のある者
 - (4) 公募による市民
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。